

Zoomでも相談可！（要予約）

不動産**無料**相談を実施！！

あなたも空き家の所有者（管理者）になるかもしれません！！

不動産のことでお困りはありますか？

- ・ 親が亡くなり、実家を相続することになった。
- ・ 高齢の親が施設に入ることになった。
- ・ 転勤になり家族で引っ越すことになった。
- ・ 定年後は帰郷することになった。 などなど

管理

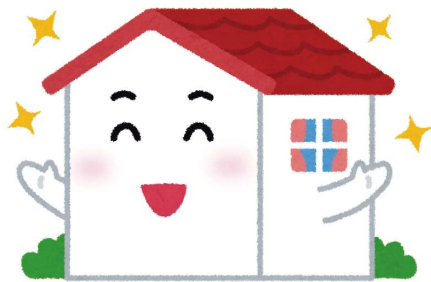
庭の草刈りなど、
どうしたらいいの？

解体

解体費用はどのくらい
かかるの？

売る・貸す

空き家は、どのくらい
で売れるの、貸せるの？



不動産相談

毎月第3火曜日。10：00～12：00（最終受付 11時30分）

皆様が抱える不動産に関する問題に、千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の相談員が相談に応じます。

気軽にお問い合わせください。

栄町企画財政課 定住移住推進班

〒270-1592 印旛郡栄町安食台1-2 ☎0476-33-7773

不動産相談日程



不動産相談 HP

年 月	相談日	会 場	時 間
令和6年 4月	16日(火)	2階第3会議室	午前 10時から正午 (受付: 11時30分まで)
5月	21日(火)	2階第3会議室	
6月	18日(火)	3階第2会議室	
7月	16日(火)	3階第2会議室	
8月	20日(火)	2階第2会議室	
9月	17日(火)	3階第2会議室	
10月	15日(火)	3階第2会議室	
11月	19日(火)	3階第2会議室	
12月	17日(火)	3階第2会議室	
令和7年 1月	21日(火)	2階第3会議室	
2月	18日(火)	3階第2会議室	
3月	18日(火)	3階第2会議室	

・相談は無料で、予約は不要ですが、

Zoom での相談は予約が必要となります。

ご予約先: 電話 0476-33-7773 メール teijyuu@town.sakae.chiba.jp

Zoom が苦手な方は、メールでご相談内容をお伝えいただき、
個別対応も可能です！

- ・相談会が急遽中止等になる場合がありますので、ご確認願います。
- ・相談対象者は、栄町内に不動産を所有している方です。
- ・必要な書類や写真をご用意いただくと、より効果的です。
- ・資料や情報が不十分な場合、的確な助言が出来ない場合もあります。
- ・当日の待ち人数にもよりますが、お一人様30分程度です。